

## 指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名 : 株式会社府中植木  
業者の住所 : 東京都府中市若松町4-13-1
- 2 指名停止措置期間 : (当初) 令和2年8月5日～令和2年11月4日 (3か月)  
(変更後) 令和2年8月5日～令和2年12月4日 (4か月)
- 3 指名停止措置の範囲 : 東京支社管内 (関東)

### 4 事実概要

当該業者の代表取締役は、東京都府中市発注の公園拡幅工事及び道路工事等の入札に関し、府中市議から事前に入札情報の教示を受け、それらの情報をもとに落札し、公正な入札を妨害したとして、令和2年6月2日、公契約関係競売入札妨害容疑で警視庁に逮捕された。

その後、東京都府中市発注の公園拡幅工事において、同市市議から事前に入札情報を受けた見返りとして現金100万円を渡していた贈賄の疑いで、令和2年8月5日に再逮捕され、令和2年8月26日起訴された。

### 5 指名停止措置理由

4の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成15年10月機構規程第83号)別表第2第10項(下記参照)に該当する。

また、贈賄行為が行われていたことが明らかになったため、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成15年10月機構規程第83号)第4条第5項(下記参照)を適用し、指名停止措置期間の変更を行うものである。

### 別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく指名停止基準

| 停止事由   | 停止期間                         |
|--|------------------------------|
| 1～9 省略   | 省略                           |
| (公契約関係競売等妨害又は談合)   |                              |
| 10 他の公共機関の役職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害若しくは談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。(第12項に掲げる場合を除く。) | 逮捕又は公訴を知った日から<br>3か月以上12か月以下 |
| 11～16 省略   | 省略                           |

### 指名停止等措置要綱

#### 第4条第5項(指名停止期間の特例)

地方機関の長は、指名停止期間中の資格確認者について、極めて悪質な事由が明らかになった場合は、別表各項、前各項及び第5条に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。以降 省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 事業監理部 工事契約監理課 TEL 045-222-9041(直通)